

## 民事執行～債権執行を中心に

H28.2.9

名古屋第一法律事務所事務局 岡山 舞

### 第1 民事執行の種類【ハンドブック21頁左】

民事執行法に規定されている手続（資料1、2を参照）

#### ①強制執行

債務名義に基づく執行手続

#### ②(保全執行)…手続が多く準用されている

強制執行を保全するための手続

#### ③担保権の実行

抵当権などの担保権（優先弁済権）を有している場合、これを実行して当該財産から弁済を受ける手続。債務名義は不要。

#### ④換価のための競売(形式的競売)

民法・商法上に特別の定めがある場合、目的物を換価するために行われる競売手続。

競売の方法については、担保権の実行の形式にのっとって行われる。

#### ⑤財産開示

強制執行等のために債務者の財産を開示させることを目的とした手続。

### 第2 強制執行の種類【ハンドブック21頁左～】

執行の目的物が何か、という着眼点での分類。（資料1を参照）

#### ①金銭執行

金銭の支払いを目的とする強制執行。

執行機関が目的物たる債務者の財産を差押え、差押財産を換価して、その代金を債権者に交付する。

執行機関（差押を実際に行う主体）は、目的物が不動産・債権等の場合は執行裁判所、動産の場合は執行官。

#### ②非金銭執行

金銭の支払いを目的としない執行。

##### A 物の明渡しや引渡しを目的とする執行

例：不動産の明け渡し・動産の引渡

##### B 債務者の作為・不作為を目的とする執行

例：通行妨害の禁止・謝罪広告の掲載

### 第3 執行の方法【ハンドブック21頁右】

#### ①直接強制（民法414条1項）

「債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、その強制履行を裁判所に請求することができる」

執行機関が債務者の意思とは関係なく、直接に債務の内容を実現すること。

例：不動産執行・債権執行・動産執行・不動産の明け渡し・動産の引渡

#### ②代替執行（民事執行法171条）

債務者に一定の行為をするよう求める債権について、債務者が任意に履行しない場合、第三者が代替してその行為を実現することが可能であれば、第三者に代替してその行為を実現させる。費用は債務者負担となる。

例：建物の収去

#### ③間接強制（民事執行法172条）

第三者が代替することが不可能な場合。

債務を履行するまでの間、裁判所が債務者に対して一定の金銭の支払義務を課すことによって、債務者を心理的に圧迫して、間接的に債権の実現を図る手続。

例：通行妨害禁止に対する違反、謝罪広告掲載の不履行、面会交流の不履行

#### ④意思表示の擬制（民事執行法174条）

「法律行為を目的とする債務については、裁判をもって債務者の意思表示に代えることができる」（民法414条但書）

「意思表示をすべきことを債務者に命ずる判決その他の裁判が確定し、又は和解、認諾、調停若しくは労働審判に係る債務名義が成立したときは、債務者は、その確定又は成立の時に意思表示をしたものとみなす」

例：所有権移転登記を命ずる判決の確定→確定判決を添付して登記できる

※執行機関が関与する執行手続は不要

### 第4 強制執行の準備【ハンドブック21頁右～】

[ A必要な書面の準備 + B執行開始の要件の確認 ]

#### A 書面の準備

##### 1. 債務名義

強制執行によって実現されるべき給付請求権の存在や内容を公証する文書。

「強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う」

（民事執行法第22条…資料3）

##### 2. 執行文（民事執行法第25条）

「強制執行は、執行文の付された債務名義の正本に基づいて実施する。」

債権が存在し、強制執行できる状態であることを公証するために、裁判所書記官や公証人が付与する文言。通常「債権者〇〇は、債務者〇〇に対し、この債務名義に基づき強制執行することができる。」という文言になる。→申請必要。

### 【執行文付与申請書及び執行文の例…資料4】

※裁判所の場合、債務名義の正本と、1通につき300円の印紙を添えて申請

※公証役場の場合、手数料は1400円（及び正本の枚数に応じて料金加算）  
金額はうに含まれ  
確定式

#### ①執行文の不要な債務名義 (執行かあらむ)

- a, 仮執行宣言付支払督促（民事執行法第25条但書）
- b, 少額訴訟確定判決（同上）
- c, 仮執行宣言付少額訴訟判決（同上）
- d, 家事審判書（家事事件手続法第74条、同第75条） → 家事事件のときは  
人訴だけは別途  
執行文
- e, 家事調停調書のうち、家事事件手続法別表第2に掲げる事項  
(家事事件手続法第268条1項)

例：婚姻費用・養育費・財産分与・遺産分割など

#### ②執行文の種類

- a, 単純執行文
- b, 条件成就（事実の到来）執行文（民事執行法第27条1項）→ 条件が成就したときに執行(丁)
  - i) 不定期限  
必ず訪れるが、それがいつか分からぬ→期限の到来は債権者が證明する  
例：「〇〇が死亡したときに」→〇〇が死亡したことを証する戸籍謄本を添付
  - ii) 先給付  
例：建物明け渡しの条件として先に立ち退き料を支払う条件になっている場合  
※定期限・懈怠約款・引換給付の場合は、単純執行文でよい。
- c, 承継執行文（民事執行法第27条2項）  
相続や譲渡などにより、債務名義に表示された当事者以外の者が債務者となる場合  
→上記事実を證明する文書を提出する必要がある  
(当事者)

### 3. 送達証明

「強制執行は、債務名義又は確定により債務名義となるべき裁判の正本又は謄本が、あらかじめ、又は同時に、債務者に送達されたときに限り、開始することができる。」

（民事執行法第29条前段）

→ 証明として、「送達証明書」を提出する。

ハンドラフ P25

#### 【送達証明書申請書及び送達証明書の例…資料5】

※この申請書式は、確定証明書の申請にも使えます。

### B 執行開始の要件

- ①債務名義の送達 → これは送達証明を取得する時に確認
- ②期限の到来（民事執行法第30条1項）

定期限（具体的な年月日）の場合は、それを過ぎているかどうか。

（不定期限の場合は、執行文付与を受ける際に証明する必要がある）

### ③反対給付（民事執行法第31条1項）

債権者の反対給付と引き換えになっている場合は、反対給付を履行または提供したことを証する書面が必要。

（先給付の場合は、執行文付与を受ける際に証明する必要がある）

## 第5 強制執行各論

### 1. 債権執行【ハンドブック26頁～】

債権者の申立により、債務者が第三債務者に対して有する債権を差押え、強制的に回収する手続きをいう。

例：預金差押・給与差押・賃料・請負代金・振替社債など

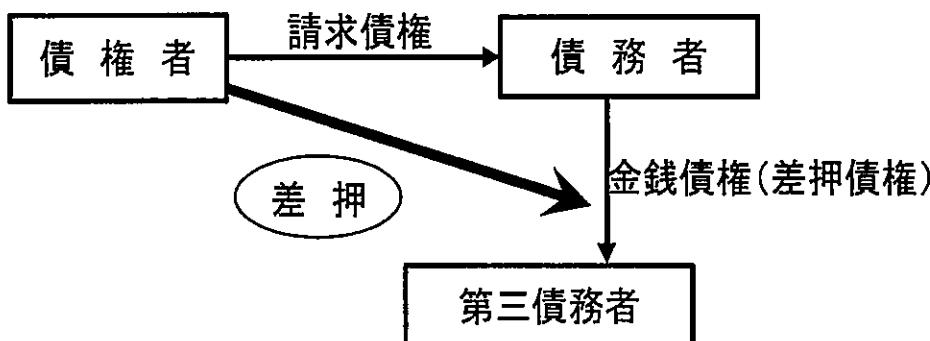
#### （1）債権執行の概要

##### ①当事者

- i) 申立債権者…申立を行う者
- ii) 債務者 …申立をされる者
- iii) 第三債務者…債務者が有する債権の債務者

例：給与差押の場合、債務者の勤務先

預金差押の場合、債務者の預金先金融機関



##### ②請求債権

申立債権者の債務者に対する債権。債務名義に記載されている。

※利息が付加される場合の計算方法…資料6

債務名義に「金●●円及びこれに対する年●分の割合による金員」などの記載がある場合、利息の請求をすることができる。

##### ③差押債権

債務者の第三債務者に対する債権（差押られる债权）

例：銀行預金…銀行に対し、債務者が預金残高相当額を払い戻しを請求できる。

- 〔要件〕
- i) 独立の財産であること
  - ii) 金銭評価のできる財産であること
  - iii) 譲渡性があること

上記の要件に当てはまる債権を、債権者が見つけなければならない。

### ※差押禁止債権の範囲について…資料7

債務者が第三債務者に対して有する債権の全てを差し押さえられるとは限らない。また債権の性質上、差押自体を禁じている場合もある。

### ※扶養義務にかかる金銭債権を請求する場合の特例（平成16年法改正）

養育費や婚姻費用分担金などの債権が該当

#### i) 期限到来前の定期金債権による差押の特例（民事執行法第151条の2）

一部に不履行があれば、「確定期限の到来」を待たずに債権執行を開始できる。

※下図参照

p22回

給料・手当や  
扶養的給付に  
係る債権のみ

未払分だけでなく、次の支払予定もOK。  
(但し、債権は存在してないといかない)

#### ii) 差押禁止債権の範囲による特則（民事執行法第152条3項）

給与や退職手当等を差し押さえの場合、差押禁止の範囲は4分の3から2分の1に緩和される。

例：支給額20万円の給与を差し押さえの場合

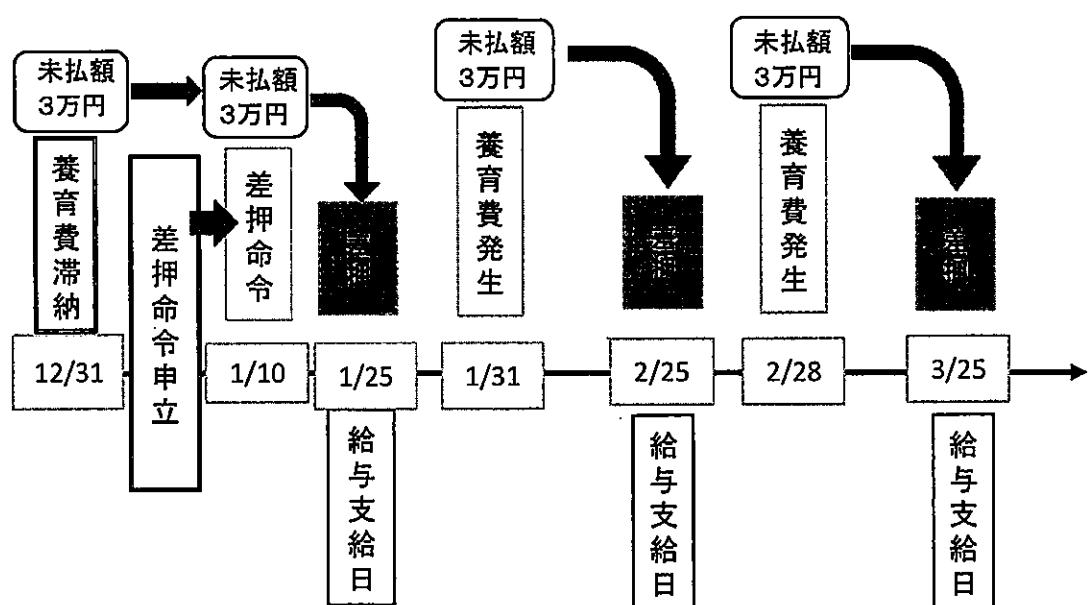
扶養義務にかかる差押の場合、差押禁止の範囲は10万円（10万円差押可）

その他の債権の場合、差押禁止の範囲は15万円（5万円差押可）

### 「期限到来前の差押」のイメージ

①養育費は月額3万円、毎月末限りの支払

②債務者の給与支給日は毎月25日



### （2）債権執行の申立 借入の申立てはどうするか

#### ①申立書

「民事執行の申立ては、書面でしなければならない。」（民事執行規則第1条）

「申立書」の他、「当事者目録」「請求債権目録」「差押債権目録」で構成される。

資料8-①…預金を差し押さえる場合の書式

8-②…給与等を差し押さえる場合の書式

8-③…扶養義務にかかる金銭債権に基づき給与等を差し押さえる場合の書式

※各目録の書式は、東京地方裁判所民事第21部のホームページに詳しく掲載されています。

「東京地方裁判所トップページ」→「裁判手続を利用する方へ」→

→「民事第21部（執行センター・インフォメーション21）」から見られます。  
書式様式

②添付書類

i) 執行力ある債務名義（＝執行文付与済みの債務名義）

ii) 送達証明書

iii) 当事者に法人が含まれる場合、資格証明書

（規模の大きい法人が当事者の場合は、代表者事項証明書を取得のこと）

iv) 委任状

※当事者の表示が債務名義上と異なっている場合は、変更を証する書面も必要。

③管轄（民事執行法第144条）

債務者の普通裁判籍を管轄する地方裁判所。

当事者の合意によっても、管轄を変えることはできない（専属管轄）。

※債務名義を作成した裁判所と合致しない場合もあるので、確認すること。

債務名義の作成後、時間が経っている場合は、債務者が転居していないかどうか、  
まず住民票等で調査が必要。

④申立費用

印紙…1件につき4000円

※ただし、申立書は1通でも債権者又は債務者が複数の場合には、それぞれ4000円が必要。

※第三債務者が複数であっても、1件として申立できる。

郵券…裁判所によって金額・組み合わせが違うので、申立前に確認する。

請求債権目録中「執行費用」のうち「差押命令送達料」に計上できる。

（名古屋地裁本庁の場合…資料9）

⑤各種目録

差押命令作成の際に利用するため、申立書に添付した目録の提出を求める裁判所が多い。必要通数は多くの場合「当事者数+裁判所分」で、最低でも4通は必要。

※第三債務者が複数の場合

それぞれに差押債権目録を作る。差押債権目録の標題の下に「（株式会社●●銀行分）」「（●●信用金庫分）」と第三債務者名を記載し、差押債権額を割り振る。

かなり多い判断

合計金額超えないように  
どこを中心にして差押えるか

例：請求債権総額150万円の場合→●●銀行の差押債権額：100万円

●●信用金庫の差押債権額：50万円 など。

この場合、結果として●●銀行に預金残高が500万円あっても、差押えられるのは100万円まで。

#### ⑥第三債務者に対する陳述催告の申立（民事執行法第147条）

債権者は、差押債権の存否や、弁済の意思の有無を第三債務者に問い合わせることができる（同条第1項）。

強制ではないが、不陳述や不実の陳述をした場合には、債権者の被った損害を賠償する責任が生じる（同上第2項）。

※差押命令送達の際に催告の申立をする必要がある。よって、差押命令の申立と同時に、差押命令の発送前には申し立てておく必要がある（実務上、同時が多い）。

※陳述催告の申立書…資料10（差押命令申立書に記載することもある→資料8）

#### （3）債権差押命令

債権差押命令…資料11（資料は主文のみ。この後ろに目録が綴られている）

送達日を確認する…送達通知書（資料12）

#### （4）差押命令発令後の流れ…資料13（松江地裁ホームページより引用）

※第三債務者の陳述書の例…資料14（①は預金、②は給与差押にかかるもの）

#### （5）換価手続 一いかにしてオニ侵入者から全銭を支けとるか

##### ①取立の実務

相手方の異動までの期間

債務者に対して差押命令が送達されてから1週間を経過すると、取立権を行使できる。

～ 取立方法については、法令に定めがありません！～

債権者から第三債務者へ連絡を取り、支払の方法について合意を取り付けることが多いです。第三債務者方に出向いて受領する、預金口座を指定して振り込んでもらうなどの方法が考えられます。（便宜に）

振込みの場合、手数料は基本的に債権者が負担します（差し引いて振込）。

※第三債務者へ支払の協力を求める文書の例…資料15

預金債権を差し押さえる場合で、差し押されたのが定期預金の場合、満期前の支払には基本的に応じてもらう事ができません。この場合、満期まで待っていると他の債権者と差押が競合してしまう可能性があるので、取立訴訟や転付命令の申立を検討する必要があります。

給与差押で差押命令が支給日より前に第三債務者へ送達されたにもかかわらず、「既に本人の口座へ振り込む手続を取ってしまった。来月分からでいいか」と言わわれたら

→ 実際に支給日が到来して振り込まれてしまっていない限り、振込手続を取り消して差押分は支払ってもらうよう依頼しましょう。

第三債務者がその手続を怠り、結果給与全額が債務者に支払われてしまった場合は、第三債務者が当該差押分を負担して債権者に支払わねばなりません（雇い主である第三債務者が二重払いすることになってしまう）。

## ②取立届

債権者は、第三債務者から取立てを行った際は直ちに支払を受けた旨を執行裁判所に届け出なければならない。（民事執行法第155条3項）

→この時提出するのが「取立届」。差押債権全額を取り立てた場合は、「取立完了届」を提出する。取立完了届は事件終了書面を兼ねる。

※取立届及び取立完了届の書式…資料16

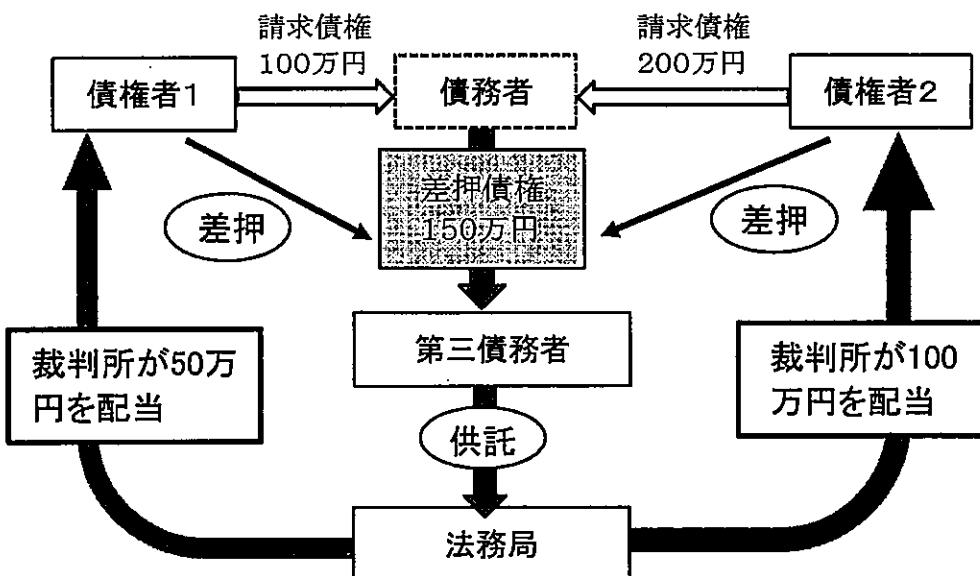
## ③任意の支払を受ける以外の取立

### i) 差押の競合

何人もの債権者が同一の債権に対して差押をし、請求債権の合計額が差押債権の合計額を超えている場合。第三債務者は必ず供託しなくてはならない（義務供託）。

供託された差押にかかる債権は、執行裁判所が配当手続を行い、各債権者に配当されることになる。（特分け配当）

従权並びに



### ii) 取立訴訟

執行の申立とは別に、第三債務者を被告として訴訟を提起する。

- 債権者が競合していないければ直接自己への支払を求める
- 債権者が競合しているときは供託をするよう求める

### iii) 第三債務者による供託

- a 権利供託（競合がない） → 弁済金交付手続
- b 義務供託（競合がある） → 配当

※弁済金の計算・配当共に計算自体は裁判所が行うが、所定の債権額計算書を提出する必要がある。また、供託所での払い渡し手続を行う必要がある。

## （6）事件の終了事由

### ①取立て完了

請求債権の全額を回収した場合。取立て完了届を提出する。

### ②取り下げ

被差押債権が存在しなかった場合、または一部について取立てを行ったが、その余の取立てが不可能な場合。裁判所に取下書（資料17）を提出する。

債務名義還付申請書（資料18）を提出し、債務名義（一部回収済みの場合は、その旨裁判所書記官の奥書（資料19）を債務名義に付する）の還付を受ける。

### ③転付命令確定（取立て届不要）

強制的に差押債務者から差押債権者に債権譲渡される手続（要別途申立）。

他の債権者を排除できるが、第三債務者が無資力の場合、回収できなくなるリスクも。

### ④配当等

弁済金交付手続 … 弁済金の交付によって終了する。

配当手続 … 配当を実施することによって終了する。

## 2. 不動産執行【ハンドブック35頁～】

債務者の所有する不動産を差押えて、これを売却（若しくは管理）し、その売却代金・収益金を弁済に充てる手続。不動産の所有権そのものを取得する手続ではない。

### （1）不動産執行の種類

#### ①債務名義に基づく強制競売（民事執行法第43条1項）

#### ②担保権に基づく執行

→ 優先弁済請求権がある。

不動産に担保権（例：抵当権）の登記があればよく、債務名義は不要。

また、不動産の所有者が債務者ではない（物上保証人）場合もある。

### （2）不動産執行の申立

#### ①管轄

不動産の所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄（民事執行法第44条1項）

#### ②申立書の構成

「申立書」「当事者目録」「請求債権目録（＊強制競売の場合）」「不動産目録」

不動産目録にこれに

\* 担保権実行の場合は「担保権・被担保債権・請求債権目録」。

③申立手数料 1件4000円

④予納金

名古屋地裁本庁の場合、原則1件70万円（裁判所により異なるので要確認）

⑤登録免許税

請求債権額及び確定利息・損害金の合計額の1000分の4（債権額は1000円未満切り捨て、登録免許税は100円未満切り捨て）。

収入印紙で納付（申立書には貼らない）。3万円以上の場合は銀行・郵便局で納付。

⑥添付書類（名古屋地裁本庁の場合…資料20）

申立を行う裁判所に事前に確認すること。

※建物が古いなどの理由で図面が存在しない場合は、その旨の上申書を添付。

※「公租公課証明書」とは？

固定資産税・都市計画税などが分かる書類。それぞれの税額又は課税標準額・税率が記載されたもの（名古屋市の場合、これらは評価証明書に記載されている）。

競売で購入する人が、不動産入手後の税額を知るための資料。

「固定資産税評価証明書の交付請求書」の標題を「公租公課証明書の交付請求書」と訂正し、市区町村役場の税務課へ交付請求する。

（3）不動産執行の流れ…資料21（東京地方裁判所HPより）

申立後は、裁判所側の主導で手続が進んでいく。中止後はたまとなし、大体1年くらいはかかる。競売に関する情報は、インターネット上の「不動産競売物件情報サイト（B I T）」からも入手することができます。

### 3. 執行官執行【ハンドブック40頁～】

??執行官って??

各地方裁判所に置かれる裁判所職員。単独制の司法機関で、民事執行手続において、自ら執行機関として、また執行裁判所の補助機関として業務を行ったり、訴状等の送達（執行官送達）を行ったりする。

（1）執行官が行う執行の例

裁判所と違って、実際に動産を差し押さえる・引き上げるなどの行為を要する執行を行う。現地に出向いて行う手続が多い。

①有体動産の差し押さえ

②不動産の明け渡し・引き渡し執行

（2）執行予納金

執行官への執行申立は、「執行予納金」を納付して行う。印紙・郵券では納めない。

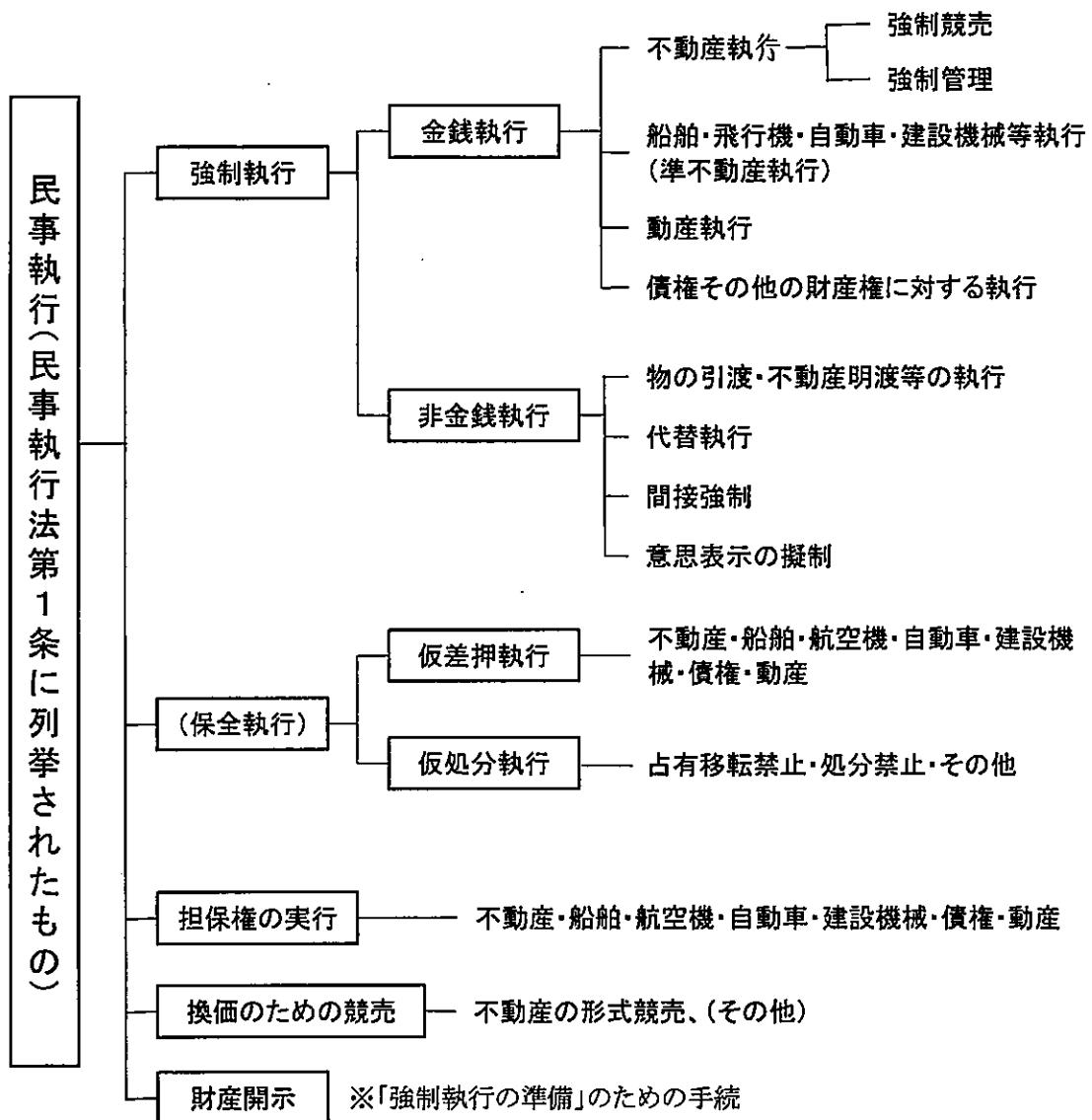
名古屋地裁：有体動産の執行…3万円

明け渡し、引渡し…6万円

（※ 裁判所毎に違うので注意）

## 資料1

### 民事執行の全体像



※「保全執行」は、民事執行法第1条の条文中には含まれていませんが、手続の一部に民事執行法の規定が準用されています。

## 資料2

### 民事執行の対象と種類

種類 対象	強制執行	保全執行	担保権の実行等	換価競売
不動産	強制競売 強制管理	仮差押	担保権に基づく競売 不動産収益執行	形式的競売等
準不動産 (自動車・船舶・建設機械等)	強制競売	仮差押	担保権に基づく競売	
債権 (その他ゴルフ会員権・出資持分権等)	債権執行	仮差押	物上代位による差押 先取特権に基づく差押 等	
動産	動産執行	仮差押	先取特権に基づく競売 留置権に基づく競売等	

## 資料3

### 債務名義

民事執行法第22条に規定

1号	<b>確定判決</b> 確定した給付判決(例:金銭の支払いを求めるもの)が典型例。
2号	<b>仮執行の宣言を付した判決</b> 給付判決のうち「この判決は、仮に執行することができる」という「仮執行宣言」が付されているものは確定前でも債務名義となる。
3号	抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判(確定しなければその効力を生じない裁判にあっては、確定したものに限る)
4号の1	<b>仮執行の宣言を付した支払督促</b>
4号の2	訴訟費用、和解の費用若しくは非訟事件(他の法令の規定により非訟事件手続法(平成23年法律第51号)の規定を準用することとされる事件を含む。)若しくは家事事件の手続の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分又は第42条第4項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める裁判所書記官の処分(後者の処分にあっては、確定したものに限る。)
5号	金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの(以下「執行証書」という。)
6号	確定した執行判決のある外国裁判所の判決
6号の2	確定した執行決定のある仲裁判断
7号	<b>確定判決と同一の効力を有するもの</b> (第3号に掲げる裁判を除く。) 例: 和解調書・認諾調書(民事訴訟法第267条) 民事調停における和解調書(民事調停法第16条) 家事審判(家事審判法第74条、同第75条)…確定が要件となっている 家事調停における調停調書(家事審判法第268条1項) 労働審判法による審判(労働審判法第21条4項)…異議申立のないことが要件

交付印	
印紙貼付箇（捺印しない） 300円（ <u>はい</u> ）	名古屋地方裁判所民事第 年( )第 号 平成 年 月 日
申 請 書	

事件番号 平成 年( )第 号 平成 年 月 日  
 名古屋地方裁判所民事第 部 係 御中  
 申 請 人 ⑩  
 番類の表示  
 1. 調査調書 2. 和解調書 3. 判決書  
 4. 第 回口頭弁論調書 ( ) 5. その他 ( )

上記番類（のうち 通（ ）項 度目）につき、下記債務者に、下記債務者に  
 対する執行文 1. 付与 2. 送達 して下さい。  
 記  
 債務者の住所・氏名  
 住所

氏名  
 債務者の住所・氏名  
 住所

【単純執行文以外の執行文付与を求める場合】  
 根拠条文（民事執行法）  
 1. 27条1項 2. 27条2項 3. 28条1項  
 4. 174条2項 5. 174条3項  
 事由  
 1. 債権の完全な弁済を得たため  
 2. 執行文の付された債務名義の滅失  
 3. その他 ( )  
 添付書類  
 1. 債務名義の使用中証明書  
 2. その他 ( )

上記執行文を付した正本 通を受領しました。  
 平成 年 月 日 申請人

名古屋高等裁判所平成 年 月 日

## 執 行 文

債務者は、債務者に対し、この債務名義に依る強制執行をする  
 ことができる。

名古屋高等裁判所

名古屋高等裁判所書記官

平成 年 月 日

名古屋高等裁判所

名古屋高等裁判所書記官

平成 年 月 日

債務名義に係る請求権の一部について強制執行をすることができる範囲

名古屋高等裁判所

名古屋高等裁判所書記官

平成 年 月 日

※ 債務名義の末尾に捺された

備考

4

事件番号 平成 年( )第 号  
原 告 告  
被 告

平成 年 月 日

## 証明申請書

名古屋地方裁判所民事第 部 係 御中

原告・被告 代理人 弁護士 ● ● ● ● 印

上記当事者間の  
下記第 項の事項を証明してください。

※ 記

- 1 平成 年 月 日に □言い渡された判決 □なされた決定 が、平成 年 月 日の経過により確定したこと
- 2 平成 年 月 日に □言い渡された判決正本 □成立した和解調査正本 が、平成 年 月 日に原告・被告に送達されたこと
- 3 平成 年 月 日に訴状が受理されたこと
- 4

交付印

前記付箇(捺印しない)

上記証明書 通を受領しました。  
平成 年 月 日

原告・被告 代理人 弁護士 ● ● ● ● 印

- ※ 確定証明書申請の場合は「1」  
送達証明書申請の場合は「2」

名古屋高等裁判所 平成 年( )第 号  
(原審) 地方裁判所 支部 平成 年( )第 号

送達 平正 月 日 申 請 書

控訴人 (第一審被告)  
控訴代理人 (第一審原告)

上記当事者間の頭書事件につき、下記の正本が性訴人(第一審被告)に対し平成 年 月 日送達されたことを証明して下さい。

1. 判 決 (平成 年 月 日音達)

平成 年 月 日

上記被控訴人(第一審原告)訴訟代理人  
弁護士

名古屋高等裁判所 御中

上記事項を証明する。  
平成 年 月 日

名古屋高等裁判所

裁判所書記官



- ※ 申請時点で事件記録を保管している裁判所が証明します。  
事件が終了した後は、記録は原審(第一審の裁判所)に  
送られ、保管されます。  
このケースは、終了直後に申請したので、まだ高裁に記録が  
あり、証明も高裁で受けました。

# 資料6

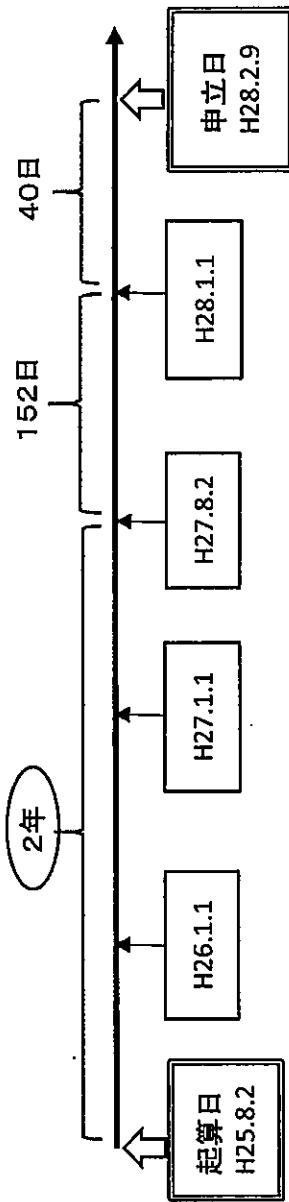
## 利息・損害金の計算方法(名古屋地裁の場合)

- 1、計算の結果、小数点以下は切り捨てる。
- 2、損害金は、申立日時点までの額が請求できる。
- 3、利息・損害金ともに計算方法は同じ。

- 【手順】 ① 起算日から起算して、年に満つる部分は年利計算。  
② 次に、年に満たない部分を日割計算。【閏年に注意!】  
③ ①、②を合算。

例：債務名義の記載  
例「被告は、原告に対し、金100万円およびこれに対する平成25年8月2日から支払い済みに至るまで  
年5分の割合による金員を支払え」

★申立日が平成28年2月9日とすると…



① H25.8.2～H27.8.1 … [2年]

$$100\text{万} \times 0.05 \times 2 = 100,000$$

② H27.8.2～H27.12.31 … [152日]

$$100\text{万} \times 0.05 \times 152/365 = 20,821$$

③ H28.1.1～H28.2.9 … [40日]

$$100\text{万} \times 0.05 \times 40/366 \approx 5,464$$

※閏年なので、分母は366日

---

$$\boxed{\text{①} + \text{②} + \text{③} = 126,285\text{円}}$$

## 資料7

### 差押禁止債権について

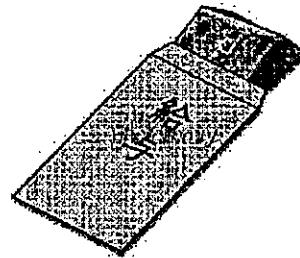
#### 1 民事執行法第152条に規定されている差押禁止債権の範囲

1項1号	国及び地方公共団体以外から受給している継続的給付に係る債権の4分の3 →私的年金等
1項2号	給料等の請求権の4分の3
2項	退職金等の請求権の4分の3
3項	民事執行法第151条の2第1項に掲げる義務に係る債権の2分の1 →扶養義務にかかる特例で、差押禁止の範囲が緩和される

※会社取締役の役員報酬は1項2号には該当しないとされ、全額差押可能です。

※1項の場合、差押禁止債権額の上限が政令で定められています。

支払期	政令で定める上限額
毎月	33万円
毎半月	16万5000円
毎旬(10日)	11万円
月の整数倍の期間ごと	33万円×当該期間の月数
毎日	1万1000円
その他の期間	1万1000円×当該期間の日数



#### [具体例]

月次支給額が40万円の場合	$40万 \times 3/4 = 30万円$ (←差押禁止の上限額33万円を下回っている) →差押が可能な額は $40万 - 30万 = 10万円$
月次支給額が60万円の場合	$60万 \times 3/4 = 45万円$ (←差押禁止の上限額を超えてる) →差押が可能な額は $60万 - 33万 = 27万円$

#### 2. 特別法により差押禁止財産として認められている債権

債権の種類	根拠条文
国民年金	国民年金法24条
厚生年金	厚生年金保険法41条
確定拠出年金	確定拠出年金法32条
生活保護や福祉、扶養を目的とした給付請求権	生活保護法58条
各種災害補償手当の受給権	雇用保険法11条、健康保険法第61条等

#### 3. 性質上、差押が禁止される債権

債務者の一身に専属する債権	扶養請求権・財産分与請求権・遺留分減殺請求権など
国または公共団体が公権として有する債権	公租公課の徴収権など

債権差押命令申立書

株式会社アマゾン

当事者目録

●●地方裁判所 債権執行係 御中

平成28年2月9日

申立債権代理人  
弁護士 ● ● ● ●

当事者  
請求債権  
差押債権

別紙目録のとおり

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の判決正本に記載された上記請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第三債務者らに対して

て有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

第三債務者らに対し、陳述催告の申立（民事訴訟法第147条1項）をする。

添付文書類

- 1 執行力ある債務名義の正本
- 2 同送達証明書
- 3 住民票 ~~→当債務者の住所の変更がある場合は必要~~
- 4 資格証明書
- 5 委任状

〒 XXX-XXXX ●●県●●市●●町●●丁目●●番地  
(債務名義上の住所 ●●市●●区●●町●●丁目●●番地) ~~→変更がある場合~~

〒 460-0002 名古屋市中区丸の内●丁目●●番●号  
●●法律事務所(送達場所) TEL 052-XXXX-XXXX FAX 052-XXXX-XXXX

債権者代理人  
弁護士 ● ● ● ●

〒 XXX-XXXX ●●県●●市●●町●●丁目●●番地の●  
(債務名義上の住所 ●●市●●区●●町●●丁目●●番地) ~~→変更がある場合~~

第三債務者  
代表者代表取締役 ● ● ● ●

株式会社●●銀行 ●●支店

〒 XXX-XXXX ●●市●●区●●丁目●●番●号 (本店 ~~不在地~~)

債務者  
債務者 ● ● ● ●

(上記送達先)

※「第三債務者」の表示には本店所在地を、  
「送達先」には、取り扱い支店を記載する。  
本店所在地・代表者は資格証明書で確認する。

全部事項説明でなく、代表者事項証明書で可。

## 請求書債権目録

## 差押債権目録

●●地方裁判所平成●●年(ワ)第●●●号事件の執行力のある判決正本に表示され

た下記金員及び執行費用。

(1) 元金 金●, ●●●円

(2) 損害金 金 ●, ●●●円

上記1に対する平成●●年●●月●●日から平成2.8年2月9日まで年5分の割  
合による金員

※申立日までで計算

(3) 執行費用 金 ●, ●●●円 金●(内訳)の合計額  
( 内 訳 )

申立書貼用印紙額

金4, 000円

本申立書作成及び提出費用

金1, 000円

同送達費用

金●, ●●●円 金●(内訳)に總額(括弧内に金)

資格証明書交付手数料

金 600円

送達証明交付手数料

金 150円

執行文交付手数料

金 300円

以上 合計金●, ●●●, ●●●円 金●

ただし、債務者が第三債務者株式会社●●銀行(●●支店扱い)に対して有する下記預金債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで

### 記

1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは、次の順序による。

- (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
- (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの

2 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。

- (1) 円貨建預金
- (2) 外貨建預金

(差押え命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額(外貨)。ただし、先物為替予約があるときは、原則として予約された相場により換算する。)

3 数種の預金があるときは次の順序による。

- (1) 定期預金
- (2) 定期預金
- (3) 通知預金
- (4) 貯蓄預金
- (5) 納税準備預金
- (6) 普通預金
- (7) 別段預金
- (8) 当座預金

4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。  
なお、口座番号が同一の預金が数口あるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。

銀行・信用金庫の場合の書式。ゆうちょ銀行関係は、別書式を使います。

※第三債務者が(株)ゆうちょ銀行の場合

### 差押債権目録

金●, ●●●, ●●●円

〔1.10.1.よりのもの。〕

ただし、債務者が第三債務者株式会社ゆうちょ銀行(●●貯金事業センター扱い)に対して有する下記貯金債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで

※第三債務者が(株)ゆうちょ銀行・簡易生命保険管理機構の場合

### 差押債権目録

金●, ●●●, ●●●円

〔1.10.1.よりのもの。〕

ただし、債務者が第三債務者独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(株式会社ゆうちょ銀行●●貯金事務センター扱い)に対して有する下記郵便貯金債権及び同郵便貯金に対する預入日から本命令送達時までに既に発生した利息債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで

#### 記

1 差押えのない貯金と差押えのある貯金があるときは、次の順序による。

- (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
- (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの

2 担保権の設定されている貯金とされていない貯金があるときは、次の順序による。

- (1) 担保権の設定されていないもの
- (2) 担保権の設定されているもの

3 数種の郵便貯金があるときは、次の順序による。

- (1) 定期郵便貯金(預入期間が経過し、通常郵便貯金となつたものを含む。)
- (2) 定額郵便貯金(預入の日から起算して10年が経過し、通常郵便貯金となつたものを含む。)

4 同種の郵便貯金(預置期間が経過し、通常郵便貯金となつたものを含む。)

- (1) 教育積立郵便貯金(預置期間の経過後4年が経過し、通常郵便貯金となつたものを含む。)
- (2) 積立郵便貯金(預置期間が経過し、通常郵便貯金となつたものを含む。)

5 住宅積立郵便貯金(預置期間の経過後2年が経過し、通常郵便貯金となつたものを含む。)

- (1) 通常郵便貯金(1)から(5)までの所定期間経過後の通常郵便貯金を除く。)

6 同種の郵便貯金が数口あるときは、記号番号の若い順序による。

なお、記号番号が同一の郵便貯金が数口あるときは、郵便貯金に付せられた番号の若い順序による。

4 同種の貯金が数口あるときは、記号番号の若い順序による。

なお、記号番号が同一の郵便貯金が数口あるときは、貯金に付せられた番号の若い順序による。

（会員登録番号）

債権差押命令申立書

●●●地方裁判所 御中

当 募 者 目 錄

〒 XXX-XXXX ●●県●●市●●町●●番地

● ● ● ● ● 債 権 者

平成28年2月9日

申立債権者代理人

弁護士 ● ● ● ●

〒 460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目●番●号 ●●ビル●階

●●●法律事務所（送達場所）

当事者

請求債権

差押債権

TEL 052-211-2236 FAX052-211-2237

別紙目録のとおり

債権者代理人

弁護士 ● ● ● ●

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に表示された請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

第三債務者に対し、陳述催告の申立（民事執行法第147条1項）をする。

添 付 書類

- 1 執行力ある債務名義の正本 1通
- 2 同送達証明書 1通
- 3 資格証明書 第三債務者又は民間企業の場合は必要 1通
- 4 委任状 1通

〒 XXX-XXXX ●●県●●市●●町●●丁目●番地の●

● ● ● ● ● 債 権 者

〒 XXX-XXXX ●●県●●市●●町●●丁目●番地

● ● ● ● ● 債 権 者

代表者取締役

※ 資格証明書（代表者署名印鑑で可）に従って記入。  
支店・営業所勤務の場合でも、給与支払事務は本社で  
行っている事が多いので、本社に送ることが多い

## 請求 核査 金額 目録

### 差押債権目録

1 ●●地方法院所●●支部平成●●年(ワ)第●●号の執行力のある判決正本に表示された下記金員。ただし本文第2項の金員。

↑  
金員の支払いを求める記載が本文中に2項目以上ある場合は、  
どれについての強制執行し立てたのが特定が必要。

(1) 元金 金 ●, ●●●, ●●●円  
(2) 損害金 金 ●●●, ●●●円

上記(1)に対する平成●●年●●月●●日から平成28年2月9日まで年5

分の割合による損害金

↑  
損害金計算の始期・利率は債務名義の記載に従う。  
東立日までの請求が可能。

2 執行費用 金 ●, ●●●円 ←(内訳)の金額  
(内訳)申立書貼用印紙額 金 4, 000円  
同送達費用 金 ●, ●●●円  
資格證明書交付手数料 金 ●●●円  
送達證明交付手数料 金 300円  
執行文付与手数料 金 300円  
書類の作成及び提出費用 金 1, 000円

合計 金 ●, ●●●, ●●●円 ←1,2の合計、Aとする

金●, ●●●, ●●●円 ←Aの金額と一致させよ

かかる場合は特定する  
↓  
債務者(●●商業所勤務)が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期到来する下記債権にして、頭書の金額に満つまるまで。

#### 記

1 給料(基本給と諸手当、ただし、運動手当を除く)から給与所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の4分の1(ただし、上記残額が月額4万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1(ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)  
3 退職金から所得税、住民税を控除した残額の4分の1にして、1、2と合計して頭書金額に満つまるまで。

※上記の表現は民間企業会員の場合です。公務員の場合は、  
「俸給」「期末手当」等、用語が一部異なります。  
(裁判所の書式集にも「公務員用」の目録が用意されています)

【養育費（定期金）・給与差押】

当 事 者 目 錄

債権差押命令申立書  
(扶養義務等に係る定期金債権による差押え)  
・メテ・あく・

●●地方裁判所 御中

平成28年 2月 9日

当事者  
請求債権  
差押債権 } 別紙目録のとおり

申立債権者代理人

弁護士 ● ● ● ● ●

〒 XXXX-XXXX ○○県○○市○○町○○番地  
債務者 乙 田 花 子  
(債務名義上の氏名) 甲 山 花 子

〒 460-0002 名古屋市中区丸の内●丁目●番●号

●●法律事務所 (送達場所)

TEL 052-XXXX-XXXX FAX052-XXX-XXXX  
債権者代理人

弁護士 ● ● ● ● ●

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に表示された請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

第三債務者に対し、陳述催告の申立（民事執行法第147条1項）をする。

添 付 書 類

- |                               |                            |                  |
|-------------------------------|----------------------------|------------------|
| 1 執行力ある債務名義の正本                | 1通                         | 第三債務者 株式会社 ● ●   |
| 2 同送達証明書                      | 1通                         | 代表者代表取締役 ● ● ● ● |
| 3 資格証明書                       | 1通                         |                  |
| 4 戸籍謄本 ←氏名の変更がある場合は等、必要に応じて添付 | 1通 ) 準備してて<br>1通 ) 手元に置いてて |                  |
| 5 住民票 ←住所の変更がある場合は等、必要に応じて添付  | 1通 ) 準備してて<br>1通 ) 手元に置いてて |                  |
| 6 委任状                         | 1通                         |                  |

## 請求式債権目録

## 差押債権目録

●家庭裁判所平成●●年(家イ)第●●号事件の調停調書正本(ただし調停条項第

●項)に表示された下記金員及び執行費用。

1 確定期限が到来している債権及び執行費用 金●●●, ●●●円… A + B

(1) 確定期限が到来している債権 金●●●, ●●●円… A

① 債権者・債務者間の長男一郎の養育費として平成●●年●月から平成28年1月まで毎月末日限り金3万円、合計金●●万円

② 債権者・債務者間の長女良子の養育費として平成●●年●月から平成28年1月まで毎月末日限り金3万円、合計金●●万円

(2) 執行費用 金●, ●●●円… B

(内訳) 申立書貼用印紙額

同送達費用 金4, 000円

確定証明書交付手数料 金 150円

資格証明交付手数料 金 ●●●円

書類の作成及び提出費用 金1, 000円

2 確定期限が到来していない定期金債権

(1) 債権者・債務者間の長男一郎の養育費として平成28年2月から平成●●年●月(ただし、同人が20歳に達する月)まで毎月末日限り金3万円ずつ

(2) 債権者・債務者間の長女良子の養育費として平成28年2月から平成●●年●月(ただし、同人が20歳に達する月)まで毎月末日限り金3万円ずつ

※養育費の請求対象となる子供が2名以上いる場合、支払終期や金額が異なる場合があるので、分けて記入する。

※表記の範囲が、資料8-2のケースとは違うので注意~

1 金●●●, ●●●円(請求権目録記載の1)

2 平成28年2月から平成●●年●月まで毎月末日限り金3万円ずつ(請求権目録記載の2の(1))

3 平成28年2月から平成●●年●月まで毎月末日限り金3万円ずつ(請求権目録記載の2の(2))

債権者(株式会社●●●支店勤務)が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書1及び2の金額に満つるまで。

ただし、頭書2及び3の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

(1) 紹料(基本給と請手当、ただし通勤手当を除く。)から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の2分の1(ただし、前記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

(2) 賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額の2分の1(ただし、前記残額が6万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)  
なお、(1)及び(2)により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税、住民税を控除した残額の2分の1にして、と合計して頭書1及び2の金額に満つるまで

## 予納郵券額変更のお知らせ ～債権差押命令の申立てをされる方へ～

### ・変更日

平成27年1月1日申立書受付分より

### ・変更後の郵便切手

《債務者1人、第三債務者1人の場合》合計2,898円

内訳 500円×5枚、100円×1枚、92円×1枚、82円×2枚、

20円×1枚、10円×2枚、2円×1枚

◇債務者が1人増えるごとに追加する分 1,082円

内訳 500円×2枚、82円×1枚

◇第三債務者が1人増えるごとに追加する分 1,724円

内訳 500円×3枚、100円×1枚、82円×1枚、20円×1枚、

10円×2枚、2円×1枚

### ・執行費用について

上記金額すべてを執行費用に計上することができます。

※陳述催告申立ありの場合の切手になります。

※第三債務者が提出する支払届廃止に伴う変更です。取立届については変更なく、  
従前どおり提出する必要があります。

【お問い合わせ先】名古屋地方裁判所民事第2部債権執行係

〒460-8509 名古屋市中区三の丸1丁目7番4号

TEL(052)205-1239, FAX(052)211-4523

※ 名古屋地方裁判所の例です。

その他の裁判所・支部に申し立てる際は、事前に  
予納郵券の組み合わせと執行費用計上額を確認して下さい。

## 資料 10

### 第三債務者に対する陳述催告の申立書

●●地方裁判所 御中

平成●●年●●月●●日

債権者代理人

弁護士 ● ● ● ●

当事者の表示 別紙目録記載のとおり

↑

債権者・債務者・第三債務者をここに記載してもいいが、  
差押命令申立書の当事者目録を引用して別紙とした方が手間は省ける

本日御庁に対し申し立てた上記当事者間の債権差押命令申立事件につき、第三債務者に対し、民事執行法147条1項に規定する陳述の催告をされたく申し立てる。

この資料のように、別途申立書を提出する方法と、資料8のように、  
差押命令申立書に併記する方法とがあります。 4行目(季付等の  
上の行)

平成 ■ 年 (乙) 第 ■ 号

## 債権差押命令

当事者 別紙当事者目録記載のとおり  
請求権 別紙請求権目録記載のとおり

- 債権者の申立てにより、上記請求権の弁済に充てるため、別紙請求権目録記載の執行力ある債務名義の正本に基づき、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押権目録記載の債権を差し押さえる。
- 債務者は、前項により差し押さえられた債権について、取立てその他の処分をしてはならない。
- 第三債務者は、第1項により差し押さえられた債権について、債務者に対し、弁済をしてはならない。

平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日  
■ 地方裁判所 ■ 支部  
裁判官 ■

これは正本である。  
平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日  
■ 地方裁判所 ■ 支部  
裁判所書記官 ■

これは正本である。

平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日  
■ 地方裁判所 ■ 支部  
裁判官 ■

卷  
別紙請求権目録記載のとおり  
※ 当事者 別紙当事者目録記載のとおり  
請求権 別紙請求権目録記載のとおり

- 債権者の申立てにより、上記請求権の弁済に充てるため、別紙請求権目録記載の執行力ある債務名義の正本に基づき、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押権目録記載の債権を差し押さえる。
- （ただし、上記請求権のうち、確定期限が到来していない各定期金債権による差押えについては、その確定期限の到来後に支払期が到来する別紙差押権目録記載の債権に限る。）
- 債務者は、前項により差し押さえられた債権について、取立てその他の処分をしてはならない。
- 第三債務者は、第1項により差し押さえられた債権について、債務者に対し、弁済をしてはならない。

平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日  
■ 地方裁判所 ■ 支部  
裁判官 ■

平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日  
■ 地方裁判所 ■ 支部  
裁判官 ■

(民事執行法155条1項)  
金銭債権を差し押さえた債務者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権及び執行費用の額を超えて支払を受けることができない。

(民事執行法155条1項)  
金銭債権を差し押さえた債務者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権及び執行費用の額を超えて支払を受けることができない。

平成 ■ 年 (ル) 第 ■ 号

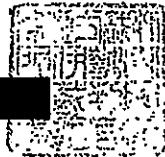
## 送達通知書

債権者 ■ 殿

平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日

■ 地方裁判所 ■ 支部

裁判所書記官 ■



当事者の表示 上記事件の差押命令記載のとおり

上記当事者間の債権差押命令正本は下記のとおり送達されました。

## 記

債務者 ( ■ )	平成27年10月13日
第三債務者 ( ■ )	平成27年10月5日
第三債務者 ( ■ )	平成27年10月5日

※ これは、預金差押のケースです。  
差押を知った債務者が預金を引き出してしまうことがないように、  
先に第三債務者（銀行等）へ送達した後、債務者に送達します。

給与差押の場合は、債務者・第三債務者に同時に送達されることが多いようです。

※松江地裁ホームページより

債権差押命令手続の流れ

債権差押の申立て

↓ (書類審査)

差押命令

差押命令正本送付 (第三債務者、債務者)

(※「債務者」とは相手方のことです。「第三債務者」とは  
相手方が働いている会社とか、預金のある銀行等のこと  
です。)

債権者へ通知 (「送達通知書」により、正本が第三債務者と債務  
者に届いたかどうかを裁判所からあなたにお知  
らせします。)

第三債務者が陳述書を裁判所に返送

(あなたにも裁判所から送ります。)

差押債権がある場合  
(預金の残高があった、給料をもらっ  
て働いているなど)

差押債権がない場合  
(預金の残高がない、職場を辞  
めていたなど)

債権者があなた1人  
の場合債権者があなた以外  
にもいた場合第三債務者が  
供託したとき第三債務者  
が供託しなかった  
とき

第三債務者供託

裁判所で  
弁済金交付手続

取立

裁判所で  
配当等手続

取下げ

裁判所に取立届を提出

## 陳 述 書

平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

[REDACTED] 地方裁判所 [REDACTED] 支部 御中

## 第三債務者 [REDACTED]

下記のとおり陳述します。

該当するところの□にレ印をつけ、必要な事項を記入してください。

この陳述書に記入しきれないときは、適宜の用紙を使用して記載してください。

## 1 差押に係る債権の存否

 ある。  ない。 (以下の記入は不要)

## 2 差押債権の種類及び金額

種類 預貯金 金額 (金) 1,869 円

## 3 弁済の意思の有無

 ある。  ない。

## 4 弁済する範囲又は弁済しない理由 (具体的に記入してください。)

1,869 円

## 5 差押債権について、差押債権者に優先する権利を有する者 (例えば質権者) がある場合の記入欄

優先権利者の住所、氏名

優先する権利の種類及び範囲 (金額)

## 6 他の差押 (滞納処分又はその例による差押えを含む。), 仮差押及び仮処分

税務署・裁判所等 事 件 番 号	債権者の住所・氏名	差押等の 送達月日	差押等の執行された 範囲 (金額)
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

## 7 陳述欄

平成 [ ] 年 (ル) 第 [ ] 号  
 (債務者 [ ]) [ ]

## 陳述書 (給料等差押用)

平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

[ ] 地方裁判所 [ ] 支部 御中

第三債務者 [ ]

電話番号 [ ]

下記のとおり陳述します。

[該当する答えの□にレ印をつけ、必要な事項を記入してください。]

1 本件債務者を[次のイロハの中から一つを選択してください。],

イ□全く雇用したことがない。→以下の記入は不要です。

ロ□現在雇用している。

→現在支給している給与及び賞与の額(所定の税金等を控除した額)

給料 月額約 [ ] 円 支払方法 月給 週給 日給  
賞与(6)月期約 [ ] 円 (2)月期約 [ ] 円

ハ□過去に雇用したことがある。(退職年月日 平成 年 月 日)

→これから支払期の到来する給料等が

□ない。→以下の記入は不要

□ある。→給料等の額(所定の税金等を控除した額)

□給料、賞与 約 [ ] 円 □退職金 約 [ ] 円

2 差し押さえられた金額を債権者に,

支払う。

□支払わない。(理由 )

3 本件債務者の給料に対する他の(仮)差押え(滞納処分による差押を含む)が,

ない

□ある。内容は下の別表に記載する。

[税務署・市役所等又は裁判所から既に(仮)差押の書類が送られているか否かということです。なお、既に取下、解除等のあったものは記入不要です。]

## 別表

税務署・裁判所等 事件番号	債権者の住所・氏名	(仮)差押等の 送達年月日	(仮)差押が執 行された金額
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]

4 その他 [上記以外に陳述したいことがあれば、記載してください。]

[ ]

[ ]

[ ]

# 資料 15

## 被差押債権に関するお支払いのお願い

●●銀行 ●●支店 御中

平成●●年●●月●●日

〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目●番●号

●●ビル●階 ●●●法律事務所

TEL 052-XXX-XXXX FAX 052-XXX-XXXX

●●●●氏代理人

弁護士 ● ● ● ●

前略 当職は、●●●●氏の代理人として貴行に対し、以下の通りご連絡とお願いを申し上げます。

さて、既にご承知のとおり、●●●●氏を債権者、●●●●を債務者、貴行を第三債務者とする●●地方裁判所平成●●年（ル）第●●●号債権差押命令申立事件につきましては、平成●●年●●月●●日付け債権差押命令が以下の通り送達されております。

債務者への送達 平成●●年●●月●●日

第三債務者（貴行）への送達 平成●●年●●月●●日

つきましては、債務者である●●氏に前記差押命令が送達されてから1週間を経過しましたので、取立権行使し、前記差押えにかかる債権の取り立てを行います。

お手数ですが、下記銀行預金口座まで振込送金のうえ、取立にかかる債権のお支払いをお願いします。

なお、本件につきまして、ご不明な点、お問い合わせ等ございましたら、上記代理人事務所までご連絡下さいますようお願いします。

草々

記

(送金先口座)

●●銀行 ●●●支店

普通預金口座 口座番号 ●●●●●●●●

口座名義 ● ● ● ● (●●●●●●)

平成 年( )第 号

取 立 ( 完 了 ) 届

債 権 者

債 務 者

第三債務者

上記当事者間の債権差押命令に基づき、債権者は第三債務者から

平成 年 月 日に金	円

を取立て(完了)したので届けます。

(ちよ 取立てはまだ継続しています)

地方裁判所 御中

平成 年 月 日

債 権 者 代理人



※取立てがなお継続するときは、「(完了)」の文字を抹消し、押印してください。

# 資料 17

(□についてはレ印を付したものに限る)

印

平成 ( ) 第 号

## 取 下 書

債 権 者

債 務 者

第三債務者

上記当事者間の債権差押命令申立事件はこれを取下げます。

(□既に、取立てた分を除く。)

平成 年 月 日

債 権 者

印

名古屋地方裁判所民事第2部債権執行係 御中

第三債務者に取立できる債権が存在しなかつた  
債権はあったが、費用対効果の面で取立をしなかつた…  
などのケースがあります。

↓

※差押命令にもとづき第三債務者から取立てた分がない場合は、「(既に、取立て  
た分を除く。)」を抹消し押印してください。

## 資料18

### 債務名義並びに送達証明書還付申請

●●地方裁判所●●支部 債権執行係 御中

平成●●年●●月●●日

債権者代理人

弁護士 ● ● ● ●

債 権 者 ● ● ● ●

債 务 者 ● ● ● ●

第三債務者 株 式 会 社 ● ● 銀 行

上記当事者間の御序平成●●年(ル)第●●号債権差押命令申立事件につき、債務名義(名古屋高等裁判所平成●●年(ネ)第●●●号事件の执行力ある判決正本、同送達証明書)を還付されたく申請します。

### 申請 書

●●地方裁判所●●支部 債権執行係 御中

平成●●年 月 日

債権者代理人

弁護士 ● ● ● ●

下記書類を受け取りました。

### 記

1 名古屋高等裁判所平成●●年(ネ)第●●●号事件の执行力ある判決正本

1通

2 同送達証明書

1通



事件番号 平成 [ ] 年 (レ) 第 [ ] 号

債 権 者 [ ]

債 務 者 [ ]

請求債権 別紙請求債権目録記載のとおり

上記当事者間の別紙請求債権目録記載の請求債権に基づく頭書債権差押命令申立事件について、債権者から下記金員を取り立てた旨の届け出があった。

記

取 立 日 平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

取立金額 金 [ ] 円

平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

[ ] 地方裁判所 [ ] 支部

裁判所書記官 [ ]



# 資料 20

## 不動産競売事件申立てに必要な添付書類・費用等一覧表

名古屋地方裁判所本庁（民事第2部競売係）・管内各支部競売係  
平成26年4月1日一部改正

申立手数料	4,000円 (収入印紙)	強制競売 担保権実行	債権者・債務者各1名、債務名義1個につき 担保権1個につき
郵便切手	必要ありません。ただし、郵送による申立ての場合は、保管金提出書を送付するため、92円切手をはった返信用封筒を添付してください。		
登録免許税	原則として、次の計算式により算出した金額の収入印紙又は国庫金納付書・領収書 (計算式) $\text{請求金額} (1,000\text{円未満切捨て}) \times 4 / 1000 = \text{登録免許税額} (100\text{円未満切捨て})$ <p>※ 請求金額とは、請求債権元金額、確定利息額及び確定損害金額の合計額です。            ※ 根抵当権の場合は、極度額と請求金額の低額の方を基準にします。            ※ 所在地等が異なるため、共同担保の物件を別個に申し立てる場合は、定額納付（物件1個につき1,500円）にできる場合がありますので、開始係に照会してください。</p>		
予 納 金	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則70万円 ※1売却単位当たり（平成17年4月1日改正）</li> <li>2 以下の物件の場合は、80万円以上で裁判所が定める額               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「共同住宅」、「工場（小規模のものは除く）」</li> <li>(2) 「店舗」又は「事務所」（兼「居宅」を含む）で4階建て以上のもの</li> <li>(3) 不動産の個数が7個以上のもの（ただし、土地が含まれる場合については、地目が宅地であり、かつ、その総面積が400平方メートル以上あるもの）</li> </ol> </li> <li>※ 上記以外の場合にも加算されることがあります。</li> <li>3 全物件につき先行事件がある場合は、20万円</li> </ol>		
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○申立書</li> <li>○執行文付きの債務名義正本と送達証明書（強制競売の場合） ★1部</li> <li>○不動産登記事項証明書（全部事項証明書） ★1部</li> <li>○不動産登記事項証明書（全部事項証明書）のコピー 2部               <p>※ 何区何番事項証明書を提出する場合でも、全部事項証明書を必ず提出してください。                ※ 建物のみの申立ての場合は敷地の全部事項証明書、敷地のみの申立ての場合は敷地上の建物の全部事項証明書、敷地権付き区分所有建物の場合は敷地の全部事項証明書も提出してください。                ※ 土地、建物の全部事項証明書に、最先順位の（根）抵当権設定時の土地、建物の所有者が記載されていないときは、その所有者が記載されている閉鎖事項の登記事項証明書も提出してください。</p> </li> <li>○公租公課証明書（名古屋市の場合、固定資産税評価額等証明書） ★1部</li> <li>○公租公課証明書のコピー 2部               <p>※ 固定資産税、都市計画税など、それぞれの税額又は課税標準額・税率が記載されたものを提出してください。</p> </li> <li>○資格証明書（当事者が法人の場合） ★1部               <p>※ 登記簿上の所在地等が現在の所在地等と異なる場合は、登記簿上の所在地等と現在の所在地等との連続性を説明できる資料（例えば、商業登記の閉鎖事項証明書等）を提出してください。</p> </li> <li>○住民票又は印鑑証明書（申立人が個人の場合） ★1部</li> <li>○住民票等（債務者、所有者が個人の場合） ★1部               <p>※ 登記簿上の住所等が現在の住所等と異なる場合は、登記簿上の住所等と現在の住所等との連続性を説明できる資料（例えば、住民票の除葉、戸籍の附葉等）を提出してください。</p> </li> <li>○意見書及び同意書</li> <li>○現地案内図（住宅地図等） 1部</li> <li>○建物所在図又は公図写し 1部</li> <li>○建物所在図又は公図写しのコピー 1部</li> <li>○建物図面 1部</li> <li>○建物図面のコピー 1部</li> <li>○不動産競売事件の進行等に関する照会書（回答） 3部</li> <li>○（強制）競売手続続行決定の申立書（滞納処分庁による差押えが先行している場合） 1部</li> </ul> <p>★印を付した書類は、申立てに近接した時点（発行後1か月以内）のものを提出してください。</p>		
目 錄	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当事者目録</li> <li>○請求債権目録（強制競売の場合）</li> <li>○担保権・被担保債権・請求債権目録（担保権実行の場合）</li> </ul>		

※ 形式競売事件申立てに必要な添付書類・費用等については開始係に照会してください。  
 ※ 添付書類の詳細については、申立書・添付書類説明書をご覧ください。

# 不動産執行手続の流れ

資料 21

